

第35回(平成22年度第2回)  
内航海運活性化プロジェクトチーム議事録

日 時：平成22年4月22日(木)12:00~14:00

場 所：東京・海運ビル 3階 301会議室

出席者：会 長 小比加恒久

担当副会長 雑喉平三郎

委員長 蔵本由紀夫

委 員 井下光一 宗田銀也 塚本博行 原田勝弘 村松正樹

【順不同敬称略】

議 題：

1. フィーダー輸送関連・建造納付金の取扱いについて
2. 暫定措置事業建造船(孫船)の取扱いについて

事務局による出欠状況の報告に続き、資料の確認後、委員長より前日行われた総連合会政策小委員会の審議内容の概略について報告した後、事務局から会議メモを基に下記の通り報告が為された。

国際成長戦略会議並びに行政改革刷新会議、新成長戦略会議(規制改革会議) 政務3役会等において、成長の障害になっているものは廃止するという基本認識をもって議論されている。また、国民の声「ハトミミ」や前述の各会議においても、暫定措置事業の早期廃止に加えてカボタージュ規制に係るものを論じられていることから、業界として改革や成長戦略への取組みに対する姿勢を見せる必要がある。なお、成長戦略会議の最終提言取り纏めは5月末が予定されており至急の結論が求められている。

外航コンテナの内航フィーダー問題については、港湾の国際競争力強化の中でスーパー中枢港湾の強化を進めており、フィーダーネットワーク・コスト構造の転換等物流システムの見直しを行う必要があり、内航業界としても極端な緩和措置(納付金0要求)を促されている。

一方、孫船問題については、暫定措置事業が色々なところで俎上に上がっている中で、納付金減額により借入金返済が延びることへの疑問や、事業廃止論が出ているところ、制度を温存する議論は却ってマイナスになりタイミングが悪い。更に緊急不況対策による老齢船処理事業も結果的に不調に終わったことも影響しており、加えて、孫船の代替建造に対する船腹量も把握できておらず、本制度が暫定措置事業の終了時期を遅らせるものではないことを検証する資料や、その必要性を説明する準備が十分出来ていないことも併せ、これらの諸事情を鑑みてこの度本事案については改めて検討することとした。

その後委員長は、総連合会事務局案を基に、各組合で議論して欲しいという政策小委員会の意向に沿って、大型フィーダー専用コンテナ船に関する問題に限定して検討したい旨表明し、審議に入った。

#### フィーダー輸送関連・建造納付金の取扱いについて

##### 1．対象船型の決定（大型化の概念整理）

大型化のイメージ＝ウ．実入り換算 300 T E U【4,500 トン＋燃料油】とする

理由：全内船の回答やモーダルシフト船規程から 6,000 対象トンは妥当性もある。

##### 2．納付金単価

1 対象トン当たり 15,000 円とする

理由：業界としての姿勢を見せる事がこの度の至上命題であり、モーダルシフト船単価以上の緩和を提示する。但し、内貨との混載に関しては認めるべきでない（今回の議論は外航コンテナ内航フィーダー輸送の条件緩和である）

外航中古船の転用の場合、転用する船舶の船齢は 10 年未満とし、建造納付金は同様 1 対象トン当たり 15,000 円とする

理由：低炭素化促進事業を推進している現在、海洋環境保護という観点からも 10 年以上の老齢船の転用は好ましくない。

又、本件以外の転用船については従来から暫定措置事業に基づく建造納付金納入を義務付けられており、公平の観点から納入が必要。

本件は単価 15.000 円で優遇措置を講じている。

##### 3．フィーダー専用コンテナ船の船型以外の条件

セルガイド設備を有する船舶

積荷は、二次輸送に係る外航コンテナであること

積載貨物の積み港揚げ港の何れかを限定した特定港とする

指定特定重要港湾（スーパー中枢港湾）は、現状 3 港（京浜・中部・阪神）であるが、更に絞り込んだ港に限定すべき

##### 4．フィーダー用コンテナ以外のコンテナを積載する場合の措置

外航コンテナに限定するため臨時投入申請等の措置は必要ない。

理由：今回の議論は外航コンテナに関する内航フィーダー輸送の条件緩和であり、

内貨との混載を認めることで、一般貨物船型コンテナ輸送船への影響も強く、また、輸送実績報告を毎月義務付けても、その検証のためにモニターを行う必要もあり、ザル法にならない工夫（仕組み）が困難である。

その他

昨年度実施した地方組合青年部との意見交換を定例化させて欲しいとの意向に従い、平成 22 年度も費用面で負担にならないよう配慮しながら、効率的スケジュールの調整を図り実施したい。また、全内船との意見交換（情報交換）も計画している。

以上、フィーダー輸送関連・建造納付金の取扱いについて当プロジェクトチームの意見として 5 月 11 日予定の臨時理事会に報告することとし、14 時閉会した。

以 上